

行政改革大綱に基づいて、平成18年度の改革及び改革案をお知らせします。

1 組織の改革

- ①支所長と地域振興課長を兼務としました。
- ②議会事務局長と監査事務局長を兼務としました。
- ③老人福祉センター所長を廃止し、保健福祉課の管轄としました。
- ④支所税務課と支所民生課を統合して、住民生活課としました。

2 財政の改革

- 1 特別職報酬の見直し
町長の報酬（10%）、助役・教育長の報酬（5%）議会議員の報酬（3%）を削減しました。
- 2 管理職手当の縮減
管理職手当を8%から5%に削減しました。

3 特殊勤務手当のすべてを廃止

項目	現行金額	項目	現行金額
税務手当	1,500円/月	行旅死亡人取扱手当	500円/回
防疫手当	300円/日	整備管理者手当	2,000円/月
患者輸送手当	200円/日	保健指導手当	2,000円/月
老人ホーム勤務手当	3,000円/月	清掃手当	120円/日
死体処理作業手当	500円/日・体	地籍調査手当	1,500円/月
行旅病人手当	300円/回		

4 旅費の見直し

旅費の日当について、肝属地区内は支給しないこととしました。（鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、南大隅町）
平成19年度から県内日当を全額廃止します。

5 時間外勤務手当の見直し
休日等の出勤については、代休としました。

18年度中実施を目指し調整

- 6 通勤手当の見直し
詳細について検討中
- 7 住居手当の見直し
詳細について検討中
- 8 費用弁償の見直し
費用弁償のうち出会日当の廃止（1日千二百円、半日八百円）

3 事業の改革

1 ノー残業デーの創設

毎週水曜日は、経費節減のため残業をしない日としました。

2 自治会使送便の委託業務廃止
自治会長への使送便の業務委託を廃止し、職員による配布を行います。

4 「錦江町定員適正化計画」の策定

職員の定員数の適正化へ向けた「錦江町定員適正化計画」を策定しました。

①定員適正化目標

平成17年度（職員数169人）を初年度とし、平成22年度当初には8%減の155人以下とすることを定員適正化の目標とする。

ための基本的な考え方

○組織機構の見直し

時代の要請に沿うよう組織・機構の見直しを行い、責任と権限を明確化し、意思決定の迅速化を図り、業務のまとまりごとに柔軟な運営のできる体制をとる。

○事務事業の見直し等

定期的な事業のスクラップ・アンド・ビルドの原則により、事務事業の整理を推進する。

○適正な人員配置

事務量の変動及び職員の適正の把握に努めるとともに、適材適所かつ業務量に応じた適正な人員配置に努める。

○現業職退職者不補充

現業職の退職欠員分は、原則不補充とし、パート職員等に対応する。また、施設の管理・運営の民間委託を推進する。

○新規採用

組織の新陳代謝を図ることと、

②定員適正化目標を達成する